

指定居宅介護支援事業所ケアプラザまるがめ運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団重仁が開設する指定居宅介護支援事業所ケアプラザまるがめ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業等の連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定居宅介護支援事業所 ケアプラザまるがめ
- 二 所在地 丸亀市津森町158番地1

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者兼主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 主任介護支援専門員 1名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料金その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。

- 三 サービス担当者会議の開催場所 自宅及びその他必要と認められる場所において開催する。
 - 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回を目安とし、必要に応じて訪問するものとする。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、丸亀市、善通寺市、坂出市、宇多津町、多度津町、まんのう町、琴平町の地域とする。

(事故発生時の対応)

- 第8条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方針については、次のとおりとする。
- 一 速やかに利用者に必要な措置を行うとともに、保険者、利用者の家族に連絡を行う。
 - 二 発生した事故が事業所の責めに帰すべき事由による場合は、速やかに損害賠償を行う。
 - 三 速やかに損害賠償を行うため、損害賠償責任保険に加入する。
 - 四 発生した事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。
 - 四 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体拘束に関する事項)

- 第10条 職員は、利用者に対して、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後6か月以内
 - 二 継続研修 年8回
- 2 介護支援専門員その他の従事者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団重仁と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- この規程は、平成28年3月1日より施行する。
- この規程は、平成29年7月1日より施行する。
- この規程は、平成29年9月1日より施行する。
- この規程は、平成30年4月21日より施行する。
- この規程は、平成31年4月1日より施行する。
- この規程は、令和元年11月15日より施行する。
- この規程は、令和4年1月1日より施行する。
- この規程は、令和6年4月1日より施行する。